

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定医制度施行細則

(平成19年1月1日制定)

(平成19年1月27日改正)

(平成21年6月17日改正)

(平成22年1月30日改正)

(平成22年12月20日改正)

(平成23年6月14日改正)

(平成23年12月19日改正)

(平成24年12月19日改正)

(平成25年6月3日改正)

(平成26年6月12日改正)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第6条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は研修単位(別表1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は40単位とする。なお、認定医研修機関に所属しない者は、認定医の認定申請に必要な研修単位は60単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、10単位以上を修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内5単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し10単位以上を修めなければならない。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、6単位以上とする。なお、発表は「老年歯科医学」あるいは本会学術大会における発表を含むものとする。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例、調査)を報告し6単位以上を修めなければならない。なお、認定医認定申請時の認定医審査ポスタープレゼンテーションに係る報告を必ず含むものとする。

(1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験

(2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション

(3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)

(4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)

(5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

- 2 前項第 4 号に規定する臨床経験等の報告書については指導医の証明を必要とする。なお、研修機関に所属しない者は、認定医の認定申請 3 ヶ月前までに認定制度委員会が指定する指導医の証明を必要とする。

第 3 条 規則第 10 条に基づく試験は、前条第 4 号に規定された認定医審査ポスタープレゼンテーションを行った症例について実施するものとする。

- 2 試験の審査を担当する審査委員を若干名置くことができる。
- 3 審査委員は、指導医の中から認定試験実施委員会委員長が指名する。

第 4 条 規則第 7 条第 3 号に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は研修単位(別表 1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。認定に必要な研修単位は、60 単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、20 単位以上を修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内 10 単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し 20 単位以上を修めなければならない。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、10 単位以上修めなければならない。なお、「老年歯科医学」掲載論文 1 編を含む学術論文が 2 編以上あることを要する。

4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績

次の項目のいずれか 2 つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例、調査)を報告し 6 単位以上を修めなければならない。

- (1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- (2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- (3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)
- (4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)
- (5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

第 5 条 規則第 8 条第 2 号に基づく認定医研修機関の具備すべき条件は、次の各号の通りとする。

- 1) 原則として指導医が常勤していること
- 2) 高齢者に必要とされる歯科医療が継続的に行われ、1 週間に診療する症例数が概ね 50 症例以上であること
- 3) 本会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- 4) 歯科診療設備が充実し、治療椅子が原則として 2 台以上であること
- 5) 定期的に高齢者歯科に関する研修や教育が行われていること

- 6)原則として、歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
- 7)高齢者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- 8)高齢者の歯科診療に適した環境であること

第6条 規則第4条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1)認定医申請書(様式1)
- 2)履歴書(様式2)
- 3)日本国歯科医師免許証(写)
- 4)会員歴証明書(様式3)
- 5)研修証明書(様式4)
- 6)学術大会、研修会等出席記録(様式5-1、5-2)
- 7)出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 8)認定医試験申請書(様式6)
- 9)業績目録(様式7)
- 10)高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等(症例及び事例、調査)の報告書(様式8-1、8-2)

第7条 規則第7条を満たし指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1)指導医申請書(様式9)
- 2)履歴書(様式10)
- 3)会員歴証明書(様式11)
- 4)業績目録(様式12)
- 5)認定医認定証(写)

第8条 規則第8条を満たし認定医研修機関の認定を申請するに当たっては、規則第8条第1号に該当する認定医研修機関の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第8条第2号に該当し細則第5条を満たす認定医研修機関の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、申請審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1)認定医研修機関認定申請書(様式13)
- 2)指導医在籍証明書(様式14)
- 3)症例一覧報告書(様式15)
- 4)学会活動報告書(様式16)
- 5)認定医研修機関に関する報告書(様式17)
- 6)研修実績報告書(様式18)

第9条 規則第13条による認定医及び指導医の登録申請は、登録料を添えて、次の1)、2)に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。なお、認定医研修機関の登録申請は、次の3)に定める申請書類を認定制度委員会に提出するものとし、登録料の納入は不要とする。

- 1) 認定医登録申請書(様式19)
- 2) 指導医登録申請書(様式20)
- 3) 認定医研修機関登録申請書(様式21)

第10条 規則第15条に基づく認定医及び指導医の資格更新に必要な研修内容は研修単位(別表1)で表し、次に定める各号により算定するものとする。資格更新に必要な研修単位は40単位とする。なお、3)に規定する発表がない者は、必要な研修単位を44単位とする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会及び日本老年学会総会への出席に係る必要研修単位は、20単位以上を修めなければならない。なお学術大会における指定教育・学術講演等の聴講研修単位の内10単位まで学会出席の単位に加算できる。

2) 研修会への出席

本会が認定する研修会を聴講し10単位以上を修めなければならない。

3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、4単位以上を修めなければならない。なお、発表の研修単位が不足した場合は、それを研修会の出席で補うことができる。

第11条 認定医及び指導医の資格を更新しようとする者は、資格更新審査料を添えて、次の各号に定める該当する申請書類を提出しなければならない。なお、指導医の資格更新の申請は、認定医の資格更新申請と同時に申請するものとする。

- 1) 認定医更新申請書(様式22)
- 2) 指導医更新申請書(様式23)
- 3) 学術大会、研修会出席記録(様式24-1、24-2)
出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 4) 業績目録(様式25)
- 5) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

2) 認定医及び指導医であって資格更新の申請時に満60歳を超えた者は、終身資格の更新申請をすることにより、その後の認定医及び指導医の資格更新は要しない。

第12条 認定医研修機関の更新に当たっては、規則第8条第1号に該当する認定医研修機関の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第8条第2号に該当し細則第5条を満たす認定医研修機関の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医研修機関更新申請書(様式26)

- 2) 指導医在籍証明書(様式 27)
- 3) 指導実績報告書(様式 28)
- 4) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

第 13 条 規則第 19 条による登録申請に当たっては、それぞれ次の各号に定める該当申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医更新登録申請書(様式 29)
- 2) 指導医更新登録申請書(様式 30)
- 3) 認定医研修機関更新登録申請書(様式 31)

第 14 条 第 6 条から第 9 条までと、第 13 条に定める審査料並びに登録料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000 円
- 2) 登録料 30,000 円(認定医研修機関は登録料を要しない)
- 3) 資格更新審査料
認定医 30,000 円(指導医の更新は審査料を要しない)
認定医研修機関 10,000 円

第 15 条 この細則の変更は、認定制度委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 19 年 1 月 27 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 22 年 1 月 30 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。
- 6 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 この規則は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。
- 8 この規則は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。
- 9 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。